

徳島県選挙管理委員会告示第46号

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示を次のように定める。

令和8年3月31日

徳島県選挙管理委員会委員長 岩丸正史

徳島県公職選挙事務処理規程の一部を改正する告示

徳島県公職選挙事務処理規程（昭和40年徳島県選挙管理委員会告示第2号）の一部を次のように改正する。

別記第3号様式その1中「左記以外」を「議会議員の補欠選挙及び再選挙以外の選挙」に改める。

別記第9号様式を次のように改める。

別記第9号様式（不在者投票に関する病院等の指定等の告示）（第3条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定により、不在者投票を行うことができる施設として、次のとおり指定した。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

1 病院

	名称	所在地
1		
2		
3		

備考

- 1 指定する施設の区分ごとに一の表を設けること。
- 2 新たに不在者投票に関する病院等を指定した場合、当該病院等の指定を取り消した場合又は当該病院等の名称若しくは所在地に変更があった場合の告示は、この様式による告示を改正する方法により行うこと。

別記第13号様式中「令和何年何月何日執行の」を削る。

別記第14号様式その1の備考中「又は」を「、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙又は」に改める。

別記第15号様式を次のように改める。

別記第15号様式（選挙運動従事者の実費弁償等の額の告示）（第3条関係）

徳島県選挙管理委員会告示第何号

公職選挙法（昭和25年法律第100号。以下「法」という。）第197条の2第1項及び第2項の規定により、令和何年何月何日執行の何何選挙における選挙運動に従事する者に対し支給することができる実費弁償並びに選挙運動のために使用する労務者に対し支給することができる報酬及び実費弁償の額並びに選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用さ

れる自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら法第142条の3第1項の規定によるウェブサイト等を利用する方法による選挙運動のために使用する文書図画の頒布又は法第143条第1項の規定による選挙運動のために使用する文書図画の掲示のために口述を要約して文書図画に表示すること（以下「要約筆記」という。）のために使用する者に限る。）に対し支給することができる報酬の額を次のとおり定める。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏 名

- 1 選挙運動に従事する者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃 鉄道旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (2) 船賃 水路旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (3) 航空賃 航空旅行について、路程に応じ旅客運賃等により算出した実費額
 - (4) 車賃 陸路旅行（鉄道旅行を除く。）について、路程に応じた実費額
 - (5) 宿泊料（食事料2食分を含む。） 1夜につき何円
 - (6) 弁当料 1食につき何円、1日につき何円
 - (7) 茶菓料 1日につき何円
- 2 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 基本日額 何円以内
 - (2) 超過勤務手当 1日につき基本日額の何割以内
- 3 選挙運動のために使用する労務者1人に対し支給することができる実費弁償の額
 - (1) 鉄道賃、船賃、航空賃及び車賃 それぞれ1の(1)から(4)までに掲げる額
 - (2) 宿泊料（食事料を除く。） 1夜につき何円
- 4 選挙運動に従事する者（選挙運動のために使用する事務員、専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者、専ら手話通訳のために使用する者及び専ら要約筆記のために使用する者に限る。）1人に対し支給することができる報酬の額
 - (1) 選挙運動のために使用する事務員 1日につき何円以内
 - (2) 専ら法第141条第1項第1号の規定により選挙運動のために使用される自動車又は船舶の上における選挙運動のために使用する者 1日につき何円以内
 - (3) 専ら手話通訳のために使用する者 1日につき何円以内
 - (4) 専ら要約筆記のために使用する者 1日につき何円以内

別記第19号様式その1の備考中「又は」を「、参議院徳島県及び高知県選挙区選出議員選挙又は」に改める。

別記第25号様式その1及びその2中「に就職した」を「となった」に改める。

別記第31号様式及び別記第32号様式を次のように改める。

別記第31号様式（候補者届出及び候補者推薦届出の通知）（第4条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長
候補者の住所地の市（町村）長 殿
候補者の住所地の市（町村）選挙管理委員会委員長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区の届出について（通知）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区における候補者について、別紙のとおり政党届出、本人届出及び推薦届出があったので、公職選挙法施行令第92条第1項の規定により通知します。

（別紙）

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	通 称	本籍	住所	生年 月日	候補者届 出政党の 名称	左記以外 の政党等 の名称	職業

備考 1 「届出の別」欄には、政党届出、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。

2 「左記以外の政党等の名称」欄には、政党届出以外の候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長
候補者の住所地の市（町村）長 殿
候補者の住所地の市（町村）選挙管理委員会委員長

何何選挙（何何選挙区）選挙長

何何選挙の候補者の届出について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）における候補者について、別紙のとおり本人届出及び推薦届出があったので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

（別紙）

届出 受理 番号	届出 年月日	届出 の別	ふりがな 候補者氏名	通称	本籍	住所	生年 月日	党派	職業

備考 1 「届出の別」欄には、政党届出、本人届出又は推薦届出の別を記載すること。

2 「左記以外の政党等の名称」欄には、政党届出以外の候補者の所属する政党その他の政治団体の名称を記載すること。

別記第32号様式（候補者の辞退等の通知）（第4条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）・（届出の取下げ）について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日政党届出（本人届出）・（推薦届出）のあった次の者は、令和何年何月何日候補者であることを辞退（死亡）・（届出を却下）・（届出を取下げ）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者であることを辞退したものとみな）・（公職選挙法第91条第1項（同法第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者の届出が取り下げられたものとみな）したので、公職選挙法施行令第92条第1項の規定により通知します。

ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年 月日	候補者届出 政党の名称	左記以外 の政党等 の名称	職業

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

各市町村選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）について（通知）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日日本人届出（推薦届出）のあった次の者は、令和何年何月何日候補者であることを辞退（死亡）・（届出を却下）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者であることを辞退したものとみな）したので、公職選挙法施行令第92条第11項において準用する同条第1項の規定により通知します。

ふりがな 候補者氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

別記第37号様式及び別記第38号様式を次のように改める。

別記第37号様式（候補者の届出の報告）（第5条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区の候補者の届出について（報告）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区について、別紙告示の写しのとおり政党届出、本人届出及び推薦届出がありましたので、公職選挙法第86条第13項の規定により報告します。

その2

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

何何選挙（何何選挙区）の候補者の届出について（報告）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）について、別紙告示の写しのとおり本人届出及び推薦届出がありましたので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により報告します。

別記第38号様式（候補者の辞退等の届出の報告）（第5条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）・（届出の取下げ）について（報告）

令和何年何月何日執行の衆議院小選挙区選出議員（何何）選挙何選挙区において、何月何日政党届出（本人届出）・（推薦届出）のありました次の者は、令和何年何月何日死亡（候補者であることを辞退）・（届出を却下）・（届出を取下げ）・（公職選挙法第91条第2項（第103条第4項）の規定により公務員何何となったため、候補者であることを辞退したものとみな）・（公職選挙法第91条第1項（同法第103条第4項）の規定により公務員何何となったため候補者の届出が取り下げられたものとみな）したので、公職選挙法第86条第13項の規定により報告します。

ふりがな氏名	本籍	住所	生年月日	候補者届出 政党の名称	左記以外の政党等の名称	職業

その2（衆議院小選挙区選出議員選挙以外の選挙の場合）

何何第何号
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙（何何選挙区）選挙長

候補者の辞退（死亡）・（届出の却下）について（報告）

令和何年何月何日執行の何何選挙（何何選挙区）において、何月何日本人届出（推薦届出）のありました次の者は、令和何年何月何日死亡（候補者であることを辞退）・

(届出を却下)・(公職選挙法第91条第2項(第103条第4項)の規定により公務員何何となつたため、候補者であることを辞退したものとみな)したので、公職選挙法第86条の4第11項の規定により報告します。

ふりがな 氏名	本籍	住所	生年月日	党派	職業

別記第40号様式を次のように改める。

別記第40号様式 (当選人決定の報告) (第5条関係)

何何第何号
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何選挙 (何何選挙区) 選挙長

当選人の決定について (報告)

令和何年何月何日執行の何何選挙 (何何選挙区) の選挙会において、次の者を当選人と決定しましたので、公職選挙法第101条第1項(第101条の3第1項)の規定により、選挙録の写しを添えて報告します。

住所 氏名 得票 当該当選人に係る候補者届出政党の名称

備考 様式中「当該当選人に係る候補者届出政党の名称」については、衆議院小選挙区選出議員選挙の場合のみ記載するものとする。

別記第49号様式を次のように改める。

別記第49号様式 (投票用紙受払報告書) (第5条関係)

何何第何号
令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 殿

何何市 (町村) 選挙管理委員会委員長

令和何年何月何日執行 何何選挙 投票用紙受払報告書

種別	受	払	(B)の内訳			(C)のうち投票されずに返納されたもの	残
			投票済(不受 理分を含む。)	持帰り	不在者投票 で投票しな かったもの (C)		
何何選挙	()	()	()	()	()	()	(A)- (B)+(D)
何何選挙	()	()	()	()	()	()	()

備考 1 「払」の欄には、必ず不在者投票分も算入のこと。

2 「受」「払」「残」の中には、船員及び在外投票の投票用紙分は、算入しないこと。

3 () は、点字投票用紙分で、内数で記載すること。

別記第56号様式を次のように改める。

別記第56号様式（候補者の届出受理簿）（第8条関係）

その1（衆議院小選挙区選出議員選挙の場合）

令 和 何 年 何 月 何 日 執 行 衆 議 院	受 理 番 号		
	選 挙 長		
	書 記 長		
	書 記		
	受 理 責 任 者		
	受 理 年 月 日		
	受 理 時 刻		
	候 補 者 に	ふりがな氏	
		ふりがな(通称)	
		性 別	
住 所			

小選挙区選出議員(何何)選挙 何選挙区候補者届出受理簿	関する事項	生 年 月 日 (歳)			
		所 属 団 体			
		職 業			
		備 考 (新・前・元)			
		同時に行われる衆議院比例代表選出議員選挙に重複して立候補する場合にはその旨			
	届出政党に関する事項	ふりがな 名 称			
		本 部 の 所 在 地			
		ふりがな 代 表 者 の 氏 名			
	推薦届出する事項	ふりがな 氏 名			
		性 別			
		生 年 月 日 (歳)			
		職 業			
	添 付 書 類	(政党届出の場合) 1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 候補者届出要件該当確認書 3 候補者の重複届をしていない旨の宣誓書 4 候補者となることの同意書 5 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 7 供託証明書 8 候補者の戸籍謄本(抄本) 9 通称認定申請書 (本人届出の場合) 1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託証明書 5 戸籍謄本(抄本) 6 通称認定申請書 (推薦届出の場合) 1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託証明書 5 候補者の戸籍謄本(抄本) 6 候補者の承諾書 7 選挙人名簿登録証明書 8 通称認定申請書	(政党届出の場合) 1 政党その他の政治団体の綱領、党則、規約その他これらに相当するものを記載した文書 2 候補者届出要件該当確認書 3 候補者の重複届をしていない旨の宣誓書 4 候補者となることの同意書 5 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 6 候補者となるべき者の選定手続等を記載した文書及び宣誓書 7 供託証明書 8 候補者の戸籍謄本(抄本) 9 通称認定申請書 (本人届出の場合) 1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託証明書 5 戸籍謄本(抄本) 6 通称認定申請書 (推薦届出の場合) 1 候補者となることができない者でない旨の宣誓書 2 団体所属に関する文書 3 団体所属証明書 4 供託証明書 5 候補者の戸籍謄本(抄本) 6 候補者の承諾書 7 選挙人名簿登録証明書 8 通称認定申請書		

その2 (衆議院議員選挙及び参議院比例代表選出議員選挙以外の選挙)

令和何年何月何日執行	受 理 番 号			
	選 挙 長			
	書 記 長			
	書 記			
	受 理 責 任 者			
	受 理 年 月 日			
	受 理 時 刻			
何何選挙候補者届出受理簿	候補者に関する事項	ふりがな氏名		
		ふりがな(通称)		
	性別			
	住所			
	生年月日(歳)			
	党派			
	職業			
	備(新・前・元)			
	推薦届出者に関する事項	ふりがな氏名		
		性別		
住所				
生年月日(歳)				
職業				
添 付 書 類	1 供託証明書 2 所属党派証明書 3 戸籍謄本(抄本) 4 候補者の承諾書 5 選挙人名簿登録証明書 6 宣誓書 7 通称認定申請書	1 供託証明書 2 所属党派証明書 3 戸籍謄本(抄本) 4 候補者の承諾書 5 選挙人名簿登録証明書 6 宣誓書 7 通称認定申請書		

別記第59号様式を次のように改める。

別記第59号様式 (当選証書) (第8条関係)

何 何 期 選 証 書

(住 所)

(氏 名)

右は、何何において、何何に当選したことを証明するため、何何に当選証書を付与します。

令和何年何月何日

徳島県選挙管理委員会委員長 氏

名 印

附 則

この告示は、令和8年4月1日から施行する。